

ちょっと待って！
そのコスト指標の使い方…

法律違反

かも！？

- ✓ コスト指標の使い方によっては、食料システム法や独占禁止法等に違反するおそれがあります。
- ✓ 問題となる行為を行わないよう、本紙の事例をよくご確認ください。
- ✓ 本紙はあくまで事例です。掲載がない場合も、法律違反になるおそれがありますのでご注意ください。

はじめに

令和7年6月に成立した「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食料システム法」といいます。)」では、食品等の取引の適正化のための措置を定めています。

- 食料の価格は、需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本です。
- こうした自由競争を維持しつつも、食品等が持続的に供給される環境を整えるため、飲食料品等の事業者同士で行う、取引条件に関する協議の申出があった場合には、誠実に応じるなど、飲食料品等の事業者のみなさまに努力義務を課しています。

食料全般を対象に以下の2つの努力義務が課されます。

- ① 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の検討・協力

取引当事者間で①②の努力義務を通じ
実質的かつ誠実な協議等を促進

※①②の努力義務の実施状況を判断するため、事業者の行動規範(判断基準)を別途定めています。
詳細は、参考資料2をご確認ください。

コスト指標とは

- コスト指標は、持続的な供給に要する費用(生産、製造、加工、流通又は販売といった各段階において食料の供給に要する費用)を示す指標であり、上記の努力義務①の協議を促進するために、通常の取引において費用が認識しにくい飲食料品等(指定品目)を対象に作成されるものです。
- 公正で信頼できる指標であることが求められるため、農林水産省が定めた認定基準をクリアした民間の団体がコスト指標を作成します。
- 指定品目を扱う取引の協議に当たり、参考として活用いただくことが可能です。
× 認定された民間の団体が作成するコストの指標であり、「国が認めた最低限取引価格」といったものではありません。

コスト指標を使う際に留意すべきこと

コスト指標を使う際、以下に該当するような行為は、食料システム法や独占禁止法等に違反する場合があります。

買い手側によるコスト指標を基準とした一方的な取引価格の決定

取引価格の決定に当たり、買い手側が売り手側のコストの事情等を考慮せずに、コスト指標を基準とした価格での取引を一方的に押し付ける。

事例①

売り手側から、実際にかかっているコストをもとにコスト指標よりも高い価格での取引を希望されたが、売り手側のコストの事情等を一切考慮することなく、コスト指標を根拠に一方的に取引価格を決定した。



こういった行為は、食料システム法の努力義務違反(一方的な取引価格の決定)に該当するおそれがあります！(※)

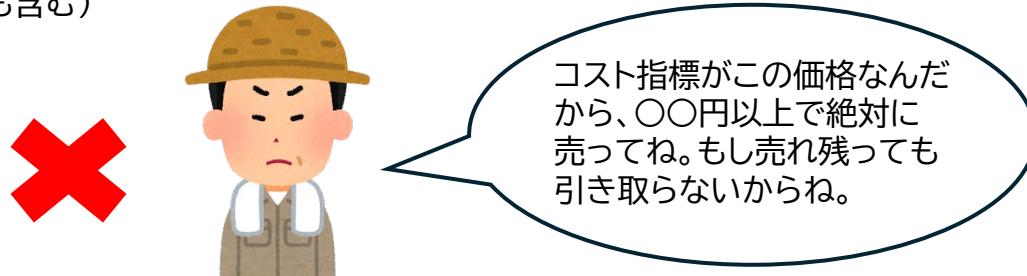
売り手側によるコスト指標を基準とした一方的な取引価格の決定

コスト指標はあくまでコストを説明する際の参考であるにもかかわらず、コスト指標を基準とした価格での取引を一方的に押し付ける。

事例②

売り手側が買い手側に対して、コスト指標を基準に「〇〇円以下の販売は認めない」となどと、買い手側の販売価格を指示した。

(売り手が示した希望価格で売り手に代わって販売するときに、売れ残りなどのリスクを売り手が負担しない場合も含む)



こういった行為は、食料システム法上、事例①と同様の努力義務違反に該当するおそれがあります！(※)

(※) 食品等の取引に関し、優越的地位の濫用や再販売価格の拘束などの「不公正な取引方法」(独占禁止法第2条第9項)に該当する事実があると思料される場合は、農林水産省から公正取引委員会に通知するものとなっています。

コスト指標を基準とした同業者間の価格に関する合意形成等

- 事業者団体がその構成事業者に対し、コスト指標を基準とした価格の決定を強制する。
- コスト指標を基準として同業者間で価格に関する合意を形成する。

事例③

- コスト指標を参考としつつも、実際の取引条件は取引当事者間の協議の結果決定されるものという原則を無視し、事業者団体に属する事業者に対して今後の取引価格については必ずコスト指標を基準とした価格を最低ラインとするよう強制した。
- コスト指標を基準として、競争を避けるため当該品目に関しては「〇〇円で取引をしよう」と同業者間で決定した。



こういった行為は、事業者間で行われる行為については不当な取引制限(独占禁止法第3条)、事業者団体が行う行為については一定の取引分野における競争の実質的な制限(同法第8条1号)又は構成員事業者の機能又は活動の不当な制限(同条4号)に違反するおそれがあります！

同業者間の利潤に関する合意形成

コスト指標を基準とした取引条件の設定において、乗せる利潤について事業者間で合意を形成する。

事例④

実際の取引条件の協議の場では、コストの積み上げであるコスト指標に加えて、利潤やブランド力を加味して交渉することが必要であるが、利潤の部分について事業者間で決定して、価格の共通の目安を作った。



こういった行為は、不当な取引制限(独占禁止法第3条)に違反するおそれがあります！

参考資料

1. 食料システム法の概要などをご紹介

(参考:農林水産省ホームページ)

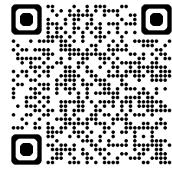
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html>



2. 食料システム法 努力義務・判断基準ガイドブック

(参考:農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/250623-30.pdf>



3. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関するガイドブック 「知ってなっとく独占禁止法」公正取引委員会

(参考:公正取引委員会ホームページ)

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/dokkinpamph.pdf



努力義務等の違反が疑われる場合には、こちらに情報をご提供ください！

情報受付窓口

農林水産省ホームページに受付フォームを設置し、努力義務違反の事業者についての情報を常時受け付けています。

(参考:農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/zyouhou.html>



問い合わせ先

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ
食料システム連携推進室

TEL 03-3502-2278